

経営発展支援事業で 必要な機械・施設をそろえよう



経営発展支援事業※1 R6年度時点の情報 (機械・施設・家畜導入・果樹・茶の新植、改植・機械リース等が対象)	
対象者	認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)
支援額	補助対象事業費上限1,000万円 (経営開始資金の交付対象者は上限500万円)
補助率	都道府県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2) 〈例〉国1/2、都道府県1/4、本人1/4
備考	※1 取組計画に応じた事業採択方式 ※2 新規参入者、親元就農者 (親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象 本人負担分は金融機関から融資を受けること



主人公の野原拓人さんは、実家の農地を守ろうとUターンして就農することを決めました。認定新規就農者は、さまざまな支援制度を受けることができます。今回は、農業生産に必要な機械や施設等の導入を支援する経営発展支援事業について紹介します。

